

議提第10号

子宮頸がん撲滅のための施策を求める意見書

会議規則第14条の規定により、子宮頸がん撲滅のための施策を求める意見書を次のとおり提出する。

平成21年12月16日 提出

提出者	北本市議会議員	島野和夫
賛成者	北本市議会議員	中村洋子
賛成者	北本市議会議員	串田英夫
賛成者	北本市議会議員	桂祐司
賛成者	北本市議会議員	工藤日出夫
賛成者	北本市議会議員	金子真理子
賛成者	北本市議会議員	加藤勝明
賛成者	北本市議会議員	横山功
賛成者	北本市議会議員	三宮幸雄

北本市議会議長 高橋節子様

子宮頸がん撲滅のための施策を求める意見書

子宮頸がんは、がんの中でもただ一つ予防できるがんです。しかしながら、現在20歳代から30歳代の若い女性に罹患者が増えています。子宮頸がんは、ほかのがんと違って自覚症状がないため発見が遅れ、国内では年間約8,000人が発症し、約2,500人にもものぼる大切な命が失われています。

子宮頸がんは、HPV（ヒトパピローマウイルス）に感染することによって、約10年かけてがん細胞に変化すると言われていています。このため定期的に検診を受けていれば、がんになる前に発見が可能であり、HPV予防ワクチンの接種によって、ほぼ100%予防できます。すでに世界100カ国以上で予防ワクチンが承認され、わが国でも去る9月29日に正式に承認されたところです。

女性特有のがんの一つであり、100%予防でき、100%早期発見で治すことができる子宮頸がんを撲滅するため、政府においては以下の事項に取り組むことを強く要望します。

記

1. 平成21年度補正予算で実施している無料クーポン券による検診を来年度以降も継続実施すること。
2. HPV予防ワクチンの接種について公費助成制度を創設すること。
3. がん撲滅の啓発のために、10月の乳がん撲滅月間に続けて、11月を子宮頸がん撲滅月間に指定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

【提出先】

内閣総理大臣・厚生労働大臣・総務大臣